

議員提出議案第 6 号

私立専修学校の設置に関する法整備を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 20 日

横山 隆義

砂場 隆浩

国岡 智志

森岡 俊夫

伊藤 美都夫

## 私立専修学校の設置に関する法整備を求める意見書

私立専修学校の設置の認可は学校教育法第130条第2項で都道府県知事の権限とされ、私立学校法第8条で都道府県知事は学校教育法第130条第2項の認可に関する処分をするときは私立学校審議会の意見を聴くものとされている。

ところが、認可に関する処分にあたって審査できる事項は、学校経営のための経済的基礎を有しているか、また、目的、生徒の数又は課程の種類に応じての教員数、校舎、敷地、設備などが文部科学大臣の定める基準に適合しているかなど、学校教育法第127条から同法第130条までに列挙された事項に限られている。地域の教育や経済、福祉、医療等に与える影響や生徒に適正な教育を与えることができるかなど実体的な判断を加える余地がなく、形式な判断しか成し得ないため、知事および私立学校審議会の裁量権がほとんどないのが現状である。

加えて、看護師等養成所と私立専修学校を兼ねる場合は、看護師等養成所への国庫補助金の支給が、私立学校の設置許可に先立ってなされることが少なくないため、知事及び私立学校審議会の審査や意見は追認するしかなく、形骸化しているのが現状である。

よって国におかれては、憲法が保障する教育の自由に配慮しつつも、良好な地域の教育を達成する観点から、都道府県知事に裁量権を付与し、私立学校審議会の審議権限を拡充するため、学校教育法や私立学校法等を改正するなど、法令を早期に整備されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥取県議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 様  
文部科学大臣